

東日本大震災の被災企業を対象とした上場廃止基準の特例措置の制定に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

平成26年2月6日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成26年4月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、東日本大震災で被災した企業や地域の復興を継続して支援する目的から、同震災に起因する損害が発生した上場会社を対象として、時価総額等に係る上場廃止基準の緩和措置を適用しようとするものです。

II. 改正概要

（備考）

（1）時価総額等に係る上場廃止基準の特例措置の対象

- ・次の①及び②に該当する上場会社を本特例措置の対象とします。

- ①東日本大震災に起因する損害が発生し、その内容について適時開示を行った上場会社。
- ②平成25年10月、11月若しくは12月の時価総額又は平成25年12月末日までに到来する上場会社の直前事業年度の末日における流通株式時価総額が所定の水準未満であること。

- ・有価証券上場規程
第712条第2項、第713条第2項

（2）特例措置として適用する上場廃止基準

- ・本則市場の上場会社に対しては、時価総額に係る上場廃止基準として6億円、流通株式の時価総額に係る上場廃止基準として3億円の水準を適用します。
- ・JASDAQの上場会社に対しては、流通株式の時価総額に係る上場廃止基準として1億5,000万円の水準を適用します。
- ・マザーズの上場会社に対しては、時価総額に係る上場廃止基準として6億円（上場後10年間においては3億円）、流通株式の時価総額に係る上場廃止基準として3億円（上場後10年間においては1億5,000万円）の水準を適用します。

- ・有価証券上場規程
施行規則第723条第3項等

III. 施行日

平成26年4月1日から施行します。

以上